

(表紙)

郡上市森林整備計画  
変更計画

# 郡上市森林整備計画 変更計画

計画期間

自 令和 3年 4月 1日  
至 令和13年 3月31日

岐阜県  
郡上市

令和5年3月 日変更  
郡上市告示第 号

岐阜県郡上市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、郡上市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和5年4月1日とします。

## 郡上市森林整備計画の一部変更

## 目次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
  - 1 森林整備の現状と課題
  - 2 森林整備の基本方針
  - 3 (略)
- II 森林の整備に関する事項
  - 第1 (略)
  - 第2 造林に関する事項
    - 1 (略)
    - 2 天然更新に関する事項
    - 3 (略)
  - 第3～第7 (略)
  - 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
    - 1～2 (略)
    - 3 作業路網の整備に関する事項
    - 4 (略)
  - 第9 (略)
- III～V (略)
- VI 付属資料
  - 1 (略)
  - 2 別表
  - 3～6 (略)

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

(略)

森林面積は、市の総土地面積103,075haの約9割を占める92,843haとなっています。民有林面積は90,576haで、うち人工林が50,208haを占め、人工林率は55%となっています。民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高いです。

(略)

### <郡上市の森林面積と森林資源内容>

区 分	面 積	備 考
総土地面積	103,075ha	
森林面積	<u>92,843ha</u>	森林比率：90%
国有林面積	2,266ha	
民有林面積	<u>90,576ha</u>	
対象内民有林	<u>90,495ha</u>	
うち人工林面積	<u>50,208ha</u>	民有林の人工林率：55%
天然林面積	<u>37,237ha</u>	
その他面積	<u>3,050ha</u>	
対象外民有林	82ha	

(VI付属資料1参考資料(2)土地利用・(4)森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

(略)

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。

(略)

(2) (略)

3 (略)

# II 森林の整備に関する事項

## 第1 (略)

## 第2 造林に関する事項

1 (略)

## 2 天然更新に関する事項

(略)

### (1) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、 <u>コウヨウザン</u> 、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	<u>コウヨウザン</u> 、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等

(2) (略)

## 3 (略)

## 第3～第7 (略)

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

### 1 ～2 (略)

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。

#### (2) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m) 及び箇所数	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200	○	郡上市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷲見線	1,900	○	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10-開設	

開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000	○	郡上市-27-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	1,500	○	郡上市-29-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	1,000	○	郡上市-30-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000		郡上市-28-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	2,000		郡上市-31-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	2,200		郡上市-32-開設	
			前期		8	14,600		
			後期		7	15,400		
開設計					15	30,000		
		省略						
拡張(改良)計					38	84		
		省略						
拡張(舗装)計					16	36,556		

### イ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

### (3) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の整備計画

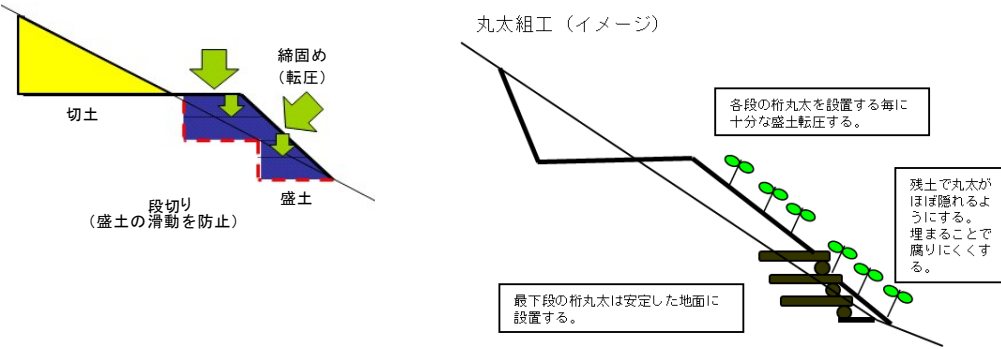
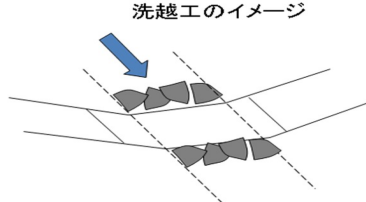
① (略)

② 施工上の留意事項

- ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く <u>(1.5m程度までが望ましい)</u> するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

盛土	<p>「段切り」や「締固め」を行うとともに、<u>法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。</u>急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>  <p>丸太組工（イメージ）</p> <p>各段の桁丸太を設置する毎に十分な盛土転圧する。</p> <p>残土で丸太がほほ隠れるようにする。埋まることで腐りにくくする。</p> <p>最下段の桁丸太は安定した地面に設置する。</p>
<u>小溪流の横断</u>	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、<u>小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</u></p>  <p>洗越工のイメージ</p>
路面水の処理	<p><u>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。</u></p> <p>排水する箇所は、<u>できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</u></p>
残土処理	<p><u>残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。</u></p>

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道を長く使用していくため、施設管理者は直接施業に使用していない時も定期的に点検を行い、必要に応じ補修を行うなど適切な維持管理に努めます。

4 (略)

第9 (略)

III ~ V (略)

VI 付属資料

1 (略)

2 別表

【別表1~5】(略)

【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域  
(集計表)

区 分	面積 (ha)
木材生産林	<u>34,864.52</u>
環境保全林	<u>55,630.43</u>
観光景観林	<u>21,246.18</u>
生活保全林	5,491.02

(巻末に添付)

3 ~ 6 (略)